

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年12月14日（令和5年（行情）諮問第1142号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1105号）

事件名：「そうび」の奥付頁の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2016. 9. 26一本本B1010で特定された文書（「そうび」のうち奥付頁」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月6日付け防官文第10497号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

奥付該当ページが存在しないとのことだが、過去において特定された文書（一例として『そうび』第168号（請求受付番号：2011. 9. 30一本本B628）を挙げる。裏面参照（省略））には奥付が存在していたので、本件対象文書にも存在するものと思われる。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

本件開示請求は、「2016. 9. 26一本本B1010で特定された文書（「そうび」のうち表紙及び奥付頁のみ。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「そうび No. 186（表紙）」を特定し、平成29年7月6日付け防官文第10497号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 開示請求された「奥付頁」について

開示請求された「奥付頁」（本件対象文書）については、作成していないことから文書不存在につき不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「奥付該当ページが存在しないとのことだが、過去において特定された文書（一例として『そうび』第168号（請求受付番号：2011.9.30一本本B628）を挙げる。裏面参照）には奥付が存在していたので、本件対象文書にも存在するものと思われる」として、本件対象文書の特定を求めるが、本件対象文書については、上記2のとおり、作成しておらず、存在を確認することができなかつたことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年2月28日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、「そうび No. 186」の表紙を開示し、本件対象文書については、作成していないことから不存在につき不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書が存在するとして原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、請求受付番号2016.9.26一本本B1010（以下「別件開示請求」という。）で特定した文書（「そうび No. 186」。以下「別件特定文書」という。）の表紙及び奥付のページを求めるものである。

イ 「奥付」とは、通常、「そうび」の巻末にある書誌情報（本のタイトル、著者名、発行者、発行所、発行年月日等）を指すと解した。

ウ 本件開示請求を受け、「そうび」の編集・発行を行う航空自衛隊補

給本部が保有する別件特定文書の原本の電磁的記録を改めて確認したところ、「奥付」はなかった。

エ 本件審査請求を受け、再度、関係部署の書庫及び倉庫等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 諮問庁から、別件開示請求で特定された別件特定文書の提示を受け、確認したところ、諮問庁の上記(1)ウの説明のとおり、別件特定文書には本件対象文書がないことが認められる。また、上記(1)エの探索の範囲等も不十分とは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当である。

### 3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年4か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美